医薬安発 0826 第４号
令和８年８月 26 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年３月 26 日付け薬生安発 0326 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年３月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「ＰＭＤＡ」という。）において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様に認知していただく必要があることから、別添のとおり、ＰＭＤＡにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者に周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

また、ＰＭＤＡにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、ＰＭＤＡのウェブサイトからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

記

広報資料

（１）医薬関係者向けリーフレット（Ａ４）
（２）一般の方向けポスター（施設掲示用）（Ａ３）
（３）一般の方向けハンドブック（Ａ５）
（４）お薬手帳用シール
（５）広報誌用の媒体

＜（１）～（４）の入手方法＞

①ＰＭＤＡからの紙媒体の配布：Ｅメール（kanjahokoku-question●pmda.go.jp宛て）にて必要部数と送付先をご連絡ください。
※迷惑メール防止対策をしているため、送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。（以下同様。）

②ＰＭＤＡウェブサイトからの電子媒体のダウンロード
https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0030.html

＜（５）の入手方法＞

別添にて広告例（原稿）をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、ＰＭＤＡまでＥメール（kanjahokoku-question●pmda.go.jp宛て）にてご連絡ください。

（本件に関する照会先）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
安全性情報・企画管理部　患者副作用報告係
Ｅメール：　kanjahokoku-question●pmda.go.jp
（患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト）
https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0024.html

（本件通知担当者）
厚生労働省医薬局医薬安全対策課
眞中（内線 2752）、岸本（内線 2753）、杉澤（内線 2744）
（代表電話）03-5253-1111

別添

『くすりの副作用かな？』と思ったら、
PMDAにご報告ください



患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索



※「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。
詳細は 医薬品副作用被害救済制度 検索 からご確認ください。

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 Pharmaceuticals and Medical Devices Agency
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな？』と思ったら、
PMDAにご報告ください



患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 Pharmaceuticals and Medical Devices Agency
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな？』と思ったら、PMDAにご報告ください

患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 Pharmaceuticals and Medical Devices Agency
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな？』
と思ったら、
PMDA
にご報告ください



患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

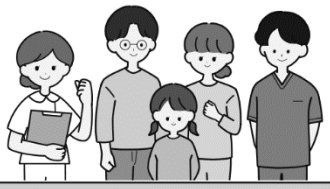
PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 Pharmaceuticals and Medical Devices Agency
厚生労働省

『くすりの副作用かな？』と思ったら、
PMDAにご報告ください



患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索



※「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。
詳細は 医薬品副作用被害救済制度 検索 からご確認ください。

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな？』と思ったら、
PMDAにご報告ください



患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな？』
と思ったら、PMDAにご報告ください

患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

『くすりの副作用かな？』
と思ったら、
PMDA
にご報告ください



患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

PMDA 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

厚生労働省